## 警察庁

（岩手県警察本部長）警視長　増田　武志
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　増田　武志
警視監に任命する
辞職を承認する
（大阪府警察本部副本部長）警視監　篠原　英樹
警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）を命ずる
（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当））同　江口　有隣
警察大学校警察政策研究センター所長を命ずる
（警察大学校長）同　岩下　剛
警察大学校警察政策研究センター所長事務取扱を免ずる
（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））同　服部　準
警察庁生活安全局生活経済対策管理官事務取扱を命ずる（以上四月六日）

## 法務省

検察官適格審査会委員に任命する
松田　純一
熊田登与子
検察官適格審査会予備委員に任命する（以上四月十六日）
判事兼簡易裁判所判事　角谷　昌毅
同　小西　慶一
同　髙櫻　慎平
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
同　森川さつき
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする
宮本　弘暁
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十一月三十日までとする
判事兼簡易裁判所判事　西山　志帆
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする
検事　小野本　敦
同　神谷　瑞枝
同　星野　郁也
同　前田　和孝
同　矢崎　正子
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
同　芝本　昌征
検事兼法務事務官　渡部みどり
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）
判事兼簡易裁判所判事　井出　正弘
同　鎌野　真敬
同　実本　滋
同　丹下　将克
令和八年司法試験考査委員を免ずる
令和八年司法試験予備試験考査委員を免ずる（各通）
同　田中　昭行
令和八年司法試験予備試験考査委員を免ずる
検事　川副　万代
同　竹下　慶
同　土屋美奈江
同　村橋　摩世
検事兼法務事務官　鈴木　雅久
令和八年司法試験考査委員の併任を解除する
令和八年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）（以上四月十七日）

○定年退官

名古屋区検察庁副検事高洲晃は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月十九日限り定年退官

## 広島市

新旧
辞職
（財政局長）　中村　一彦
同（健康福祉局長）　松嶋　博孝
同（下水道局長）　小松　康二
（監査事務局長）　沖村　慶司
職員等
同　細谷　昌弘
同　児玉　晃典
環境局長　桜木　司
経済観光局長　同
下水道局長　同
監査事務局長　小笹山秀夫
同　池田　智彦
（以上四月一日）

○教育委員会教育長再任

松井勝憲教育長は、四月一日再任された。

○教育委員会委員任命

伊藤圭子委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　森田　愛子

（以上三月三十一日）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、オランダ国王陛下の御誕生日につき、四月二十四日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トーゴの独立記念日につき、四月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、南アフリカ共和国の国祭日につき、四月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校

二　登録海技免許講習の種類（科・類型名）

（変更前）専攻科　漁業生産科
専攻科　水産工学科
（変更後）専攻科　航海科
専攻科　機関科

三　変更年月日　令和八年四月一日

**登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　神奈川県立海洋科学高等学校

二　登録船舶職員養成施設の種類（科・類型名）

（変更前）専攻科　漁業生産科
専攻科　水産工学科
専攻科　航海科
専攻科　機関科
（変更後）専攻科　航海科
専攻科　機関科

三　変更年月日　令和八年四月一日

## 通運

**海事補佐人の登録、登録抹消**

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和八年四月二十八日

海難審判所長　永本　和寿

登録

| 登録番号 | 氏名 | 登録年月日 |
|---|---|---|
| 二六六七 | 髙田　寛 | 八・一・一六 |
| 二六六八 | 三浦　孝則 | 〃・〃・二九 |
| 二六六九 | 下條　正昭 | 〃・〃・〃 |
| 二六七〇 | 大谷　健二 | 〃・〃・〃 |
| 二六七一 | 井上　保晴 | 〃・三・一一 |

登録抹消

| 登録番号 | 氏名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 二四九三 | 松村　茂実 | 八・一・二二 | 申請 |
| 二六五九 | 山本　剛史 | 〃・三・三 | 申請 |
| 二六四八 | 近藤　悦広 | 〃・〃・〃 | 申請 |
| 二一九二 | 高谷　武良 | 〃・〃・一八 | 申請 |